2017年度
関西大学会計専門職大学院

## 入学試験問題（1月募集）

## ［外国人留学生入試］

## 小 論 文

## 受験上の注意事項

1．監督者の指示があるまで，この問題用紙を開いてはいけません。

2．試験場においては，すべて監督者の指示に従ってください。

3．問題は11 ページまであります。

4．試験時間は 90 分 です。
試験開始から終了までの間，試験教室からの途中退出はできません。

5．机上には受験票，筆記用具，時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでくださ い。

6．時計のアラームは解除し，また，携帯電話，スマートフォン等は必ず電源を切ってカバン にしまってください。

7．不正行為を行った者は試験を無効とします。

## 小論文

## 問 題

次の資料［第190回国会 参議院 財務金融委員会 第5号（平成28年 2月23日）会議録（部分）〕を読んで以下の問いに答えなさい。
（1）平成27年11月に税制調査会から出された「経済社会の構造変化を踏 まえた税制のあり方に関する論点整理（案）」（次頁以下の問題文中では，単に「論点整理」と記載）に示された，個人所得課税改革の基本的な考 え方について述べなさい。
（2）平成 28 年度税制改正大綱にある「企業が前向きな積極的な賃上げが可能な体質への枟換」という表現の「体質への転換」について，A国務大臣はどのような体質からどのような体質への転換に期待していると述べていますか。
（3）生産性向上設備促進税制が平成28年末をもつて廃止される理由につ いて，A国務大臣はどのように述べていますか。
（4）スイッチOTC 薬控除について
（1）本制度創設の趣旨について説明しなさい。
（2）本制度の適用要件について，X政府参考人はどのように述べています か。

資料［第190回国会 衆議院 財務金䣓委員会 第5号（平成28年2月23日）会議録（部分）］（固有名詞は記号化するなど一部改作しています）

本日の会議に付した案件
（…略…）
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措犆法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債 の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第七号）

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一六号）


○M委員長 休想前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。S君。

OS委員 どうも，Sでございます。
税制についてということでありますので，午前中の質問者と落干重なると ころもあるかもしれませんが，大事な部分でございますので，私からも質問 をさせていただきたいというふうに思います。

まず，税制の構造改革の動向ということをお伺いしたいんですが，昨年の六月に骨太の方針が閣議決定をなされました。そのときには，経済社会の構造が大きく変わっていく，そんな中で，持続的な経済成長を維持促進すると ともに，経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から，税体系全般にわたってオーバーホールをする，こういうことが閣議決定されたわ けであります。

これを受けて，政府税調で昨年の十一月には論点整理が取りまとめられま した。その中で，「個人所得課税及び資産課税において税負担の累進性を高 めることで低所得層の負担軽減を図り，再分配機能を果たす重要性が增して いる。」というふうにされたわけであります。

こうした認識については私も全くそのとおりだというふうに思っておりま すが，再分配機能について，これはもう相当前から指摘をされておつた部分 だというふうに思うんですね。率直に申し上げて，何を今さらとは言いませ んけれども，少し対応が遅いんじゃないかな，このように思うわけでありま すけれども，大臣，税制桠造改革の見通しについてお伺いをしたいというふ うに思います。

○I副大臣 済みません，私の方からお答えをさせていただきたいと思いま す。

委員御指摘のように，骨太の方針二○—五に㧍きまして，将来の成長の担 い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築す る，また，特に，低所得若年層，子育て世代の活力維持と格差の固定化防止 といつた観点から，経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを行うこととされておりまして，これを受けて，昨年の夏以降，政府税制調査会におきまして，税制の構造的な見直しについて検討が行われ，咋年十一月 に論点整理が取りまとめられました。

論点整理の中身に関しましては委員御指摘のとおりでございますが，若年層などの働く意欲を阻害せず，安心して結婚し，ともに働きつつ子供を産み育てることができる生活基艦を確保する，所得再分配機能を高め，国民が安心して蔶らせる社会的なセーフティーネットを再構築し，経済の成長基盤を強化するなどの見直しに当たっての基本的な考えが示され，また，資産課税 につきましては，資産格差が次の世代における機会格差につながらないよう，適切な資産再分配機能をどのように確保していくか検討する必要があると基本的な方向性としてはされたところでございます。

今も政府税制調査会に扮きまして検討が進められておりまして，これまで に奉施できた再分配機能の回復に向けた取り組みの影響などを見つつ，また，税制調査会における取りまとめなども今後発表されるということでございま すが，参洘にしつつ，引き続き検討してまいりたいと考えております。

○S委員 いずれにしましても，先ほど申し上げましたように，私は少し対応が幄いのではないのかなというふうにこの件については思っております。

それで，消費税の怪減税率制度の見直しと廃止の可能性，まだ始まってい ないのに廃止かよというふうに思われるかもしれませんけれども，なぜかと いいますと，今般の所得税法改正案の中に，附則第百七十条に，消費税の蛏減税率導入に当たっての必要な措置というのが盛り込まれておるわけであり ます。この規定には「消费税制度を含む税制の構造改革」という部分があり まして，私がきょうお伺いをしたいのは，この「消費税制度を含む」という部分に軽減税率の見直しも含まれるのか否かということを扔伺いしたいわけ であります。

先ほど言ったように，導入前から廃止と言うのはおかしいんですけれども， なぜこういうことを申し上げるかというと，線引きの問題とかいろいろな課題が指摘をされているわけであります。したがって，軽減税率の改革も当然検討の対象になるというふうに思うんですが，そのような理解でいいかどう か，このことをお伺いしたいと思います。

○A国務大臣 S 先生の御指摘のありました規定，いわゆる附則百七十条， これは，軽減税率制度の導入に当たっての財源確保にかかわる規定でありま

して，したがって，鞋減税率制度の導入または継続を前提としたものであり ますので，これの条項に基づいて軽減税率制度そのものの改廃をというよう なことを行うことを規定しているものではありません。

○S委員そうすると，軽減税率制度の廃止ということは現段階では全く考 えていないということであります。

しかし，やはり制度でありますので，いろいろな問題が将来出てくる，そ してまた，いろいろな混乱，想定外の混乱も出てくるという可能性が私はあ ると思うんですね。そのときには，我々が主張しております給付つき税額控除，それから総合合算制度，そういうものが，再びといいますか，検討の组上に上がってくる可能性というのは，私はあるのではないのかなというふう に思うんですが，その点，もう一度大臣の御所見をいただきたいと思います。

○A国務大臣 税というものをやった結果，非常に大きな弊害が出たとか， いろいろなことによって変えねばならぬ事態というものがないように考えて いろいろやるのが仕事でありますけれども，その上で，あえてこういったよ うなことが起きればという前提に対して，仮定の質問に少々お答えしにくい ところでありますけれども，私どもとしては基本的には税というもののある ベき姿というものを考えて扔りますので，我々としては，我々の思っている ものとは全然別のもののいわゆる問題点が出てきた等々につきましては，そ の時点で検討せねばならぬという事態があり得ないということを申し上げる つもりはありません。

OS委員 まさに何が起きるのかわからないということであります。
そのときにはまた我々も真剣に議論をさせていただいて，さらにいい制度 があればそちらを研究し導入するということも，私は，可能性としてはぜひ残しておいていただきたいし，またそうあるべきではないのかな，このよう に思っています。

次に，法人税改革についてお伺いをしていきたいんですが，前向きな投資 や，それから賃上げが可能な企業体質への転換，こういうことであるうけで ありますけれども，与党の平成二十八年度税制改正大網では，二十七年度に着手した成長志向の法人税改革を大胆に排進するということで，稼ぐ力のあ る企業等の税負担を軽減することによって，企業に対して，収益力拡大に向 けた前向きな投資や，継続的，積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す というふうにされておるわけであります。

まさに言葉的にはそういうことになるわけでありますが，私がぜひここで お伺いしたいのは，体質というところなんですね，賃上げが可能な体質への転換の体質。

この与党大綱で言う，企業が前向きな投資や積極的な䟺上げが可能な体質 への転換という場合の体質とは，企業がどのような状態になればそのような体質になったというふうに判断をされるのか。ちょっと理屈っぽい話になり ますけれども，やはり，その体質によって今回のこの改正の目的がどこにあ るかということになりますので，どういったことがこの体質が変わったとい うふうになるのか，御所見をいただきたいと思います。

○A国務大臣 今回の法人税改革は，単に税率というものを二九•何 $\%$ に引 き下げるというだけではなくて，課税ベースというものの挔大ということに よりまして，財源をしっかりと確保しながら税率を引き下げるということで あります。したがいまして，法人税課税というものそのものをより広く負担 を分かち合うという構造へ改革していくというものであります。

例えば，これは総務省の所管ということになりますけれども，大法人につ きましては，法人事業税の外形標準課税の拡大ということを行いつつ税率を引き下げるということになりますので，稼ぐ力が高い企業というものは税の負担が減りますし，また赤字の大法人にとりましても，黑字化した場合の税負担というものが，いわゆる增加度合いというものが非常に緩和されるとい うことになろうかと存じます。

したがいまして，企業が収益力を高め，前向きな投資をやる，また，継続的，持続的な賃上げ等々を行える体質に転換することを期待いたしておりま す。

同時に，経済界も，与党税制改正大網に関するコメントとして，これは昨年の十二月十六日に経団連会長が発言をしておられますが，法人実効税率を二○ \％台に引き下げられることを微迎するとした上で，設備投資等の増大，雇用の拡大，賃金のさらなる引き上げに積極的に取り組えでいきたいとして おられますし，また，新年の一月五日でしたか，経済三団体，同友会，商工会議所それと経団連の団体代表のお話というのも開いておりましたけれども，企業が今後，賃金の引き上げや投餈拡大を積極的に進めていくんだという姿勢を表明されておられますので，今後の経済界の実際の取り組み状況という ものをよく見きわめてまいりたいと考えております。

○S委員 体質ということについてはこのぐらいにしておきたいと思うん です。

ただ，私が申し上げたいのは，法人実効税率だけでこの体質が改善をして いくということは，私はないんじゃないのかなと。総合的な政策の中の一つ がこの税率の問題ではないのかな，このように思うわけですが，その辺，二十八年度の税制改正では，税を下げる以外の方策というか施策といいますか，

別にお洘えになっておるところがあればお示しをいただきたいというふうに思います。

○A国務大臣 前にもこれは申し上げましたけれども，実効税率を仮に三○ $\%$ を切っていわゆる欧米というかヨーロッパ並みということになっていった場合，当然のこととして，税金が減る分だけ純益はふえることになります。問題は，その純益を何に使われるかです。

その純益がふえた分だけまたいわゆる企業の内部留保をためられるのでは，何のためにためておられるのかわけがわからぬというので，本来の目的は何 かといえば，金をためるのが企業の目的ですかということになりますので，基本的には，賃金の引き上げ，配当をふやす，もしくは設備投資等々にその内部留保というものを回していかれる，それが結果として景気の好循環とい うものを生みますし，消費というものにもつながっていくということだと思 いますので，企業のこういった姿勢が一番問題なんだと思っております。

幸い，三団体の長ともそろって，この一月五日の新年の挨拶ではその点を御自分たちの方から強調しておられましたところは，我々としては期待をし ているところであります。

○S委員 くどくなりますけれども，税だけではやはり本来の目的である国 の活力を生むという形に私はなっていかないというふうに思いますし，場が違うのでまた議諭しますけれども，大企業についてはそういうことであって も，では，それ以外の中小企業についてはどうだというような話にもなって きます。

いずれにしましても，ぜひひとつ，今回のこの法人税改革が本当の意味で の実効性あるものになるように，しっかりと国としても政府としても見守り ながら，また指導も相談もしていっていただきたいというふうに思うわけで あります。

それで，次に，税を減らすということになると，拡大も当然洘えなきゃな らないということなんですが，課税ベースの拡大ということでお伺いしたい のは，生産性向上設備投資促進税制を廃止するという話になっておるうけで すね。

これは，法人税率の引き下げは課税ベースの拡大をしつつ行うことは与党，政府とも共通の方針であるというふうに思いますが，今年度税制改正におい ても，課税ベースの拡大等として幾つかの項目が挙がっておるわけでありま す。その中でも，生産性向上設備投資促進税制の縮減，廃止というのは大き な增収項目として位置づけられておるというふうに思うんです。

この措置を期限が来たから廃止しますよということなのかもしれませんけ れども，私は，政策税制として日本再興戦略に示された設備投資額を，当初

の目的を達成したからやめるなのか，本当にそれが効果があったのか，もし効果があったのならやめてはいけないんじゃないのかな，そういう視点で， その辺を政府はどのようにお考えになっているのかということをただしたい わけであります。

財源確保が優先をするんだ，だから，実効性はあったけれども，あくまで もこれは期限とともに廃止をするんだということなのか。この措置が，今回 のあれが設備投資を達成したのかしていないのかという検証ですね，それが まずーつ。それから，期限が来たから単にやめるのかどうか。その辺をちょつ とただしてまいりたいと思います。

○A国務大臣 租特，いわゆる租税特別措置というものは，これは基本的に は特定の目的という政策を実現するために有効な政策丰段となり得るという のは間違いないと思いますが，同時に，必要性とかその政策効果というもの を見きわめた上で，常にその見直しを行っていくべきものだと考えておりま す。したがって，毎年度，租特の期限が来るものは幾つもありますけれども， その中にあっては，取り扱いというものをよく見ていかないかぬというとこ ろだと思っております。

今御指摘のありました生産性向上設備投資促進税制につきましては，これ は全体の期限が二十八年度末ということになっておりますが，一部は二十七年度末の期限のものもあります。そういつたことから，それに合わせまして二十八年度税制改正においてこの議論を行ったところでありますが，その際， この制度というものは設備投資というものの促進を目的とするということで ありますから，政府として，官民対話の場でいわゆる設備投資の拡大という ものを呼びかけております中で，この税制についてもいたずらに期限を延長 しないという姿勢を示すことによって，企業の投餈判断の前倒しを促すとい うことを狙っておりますし，期限どおり二十八年度末に廃止するということ について明確化させていただいたところであります。

また，今般の法人税改革というものは，こうした取り組みによって財源と いうものをしっかり確保しつつ，法人実効税率の二○ \％台を実現するもので ありまして，経済界におきましても，先ほど申し上げましたとおり，こうし た政府の対応を受けまして，設備投資の增大に積極的に取り組むこととして いるということなど，そういった発言があっておりますので，我々としては，誤った政策というようなことではなくて，こういつた我々の姿勢を明確にし たことが正しかったんだと思っております。

OS委員 次に，増収見込み額の妥当性ということでお伺いをしてまいりた いと思うんです。

租特透明化法に基づいて，平成二十六年度の生産性向上設備投資促進税制 の減収額の試算では，千七百七十三億円というふうに試算をされておるわけ です。平成二十六年度は制度の導入初年度でありまして，その減収額は三千五百二十億円と当初見積もられていたわけであります。そうすると，三千五百二十億円という見積もりに対して千七百七十三億円ということであります から，実際には半分ぐらいしかその実効性はなかったということになるかと思います。

こうした実績から考えると，今回の縮減，廃止による見直しで確保される という平成二十九年度以降の見込み額二千四百十億円というのは，課税べー ス確保の要請を受けて過大に見積もられておるのではないのか，このように思うんですけれども，この見積金額の妥当性について御説明をいただきたい と思います。

○ X 政府参考人 お答え申し上げます。
今お尋ねの生産性向上設備投資促進税制につきまして，これを廃止するこ とに伴う增収見込み額，私どもは二千四百億と見積もつて扩りますが，それ がどういうことかというお尋ねでございます。

この計算の基䂣としましては，今お話しありましたように，法人税の租税特別措置の適用実態調查というものをベースにいたしますが，先般，二十六年度分が明らかになったわけでございます。

それで，今のこの租特を，制度見直しの時点，二十八年度までどういうふ うに推移をするかということで，その先を伸ばしていかなければならないと いうこともございます。実際の実態，申請件数などを見まして，そこは伸び るであろうという見込みから，今申し上げましたニ十六年度の実態にそうい う点をも加味いたしまして計算をしたということでございまして，そういう ものとして適切な見積もりだと考えておるところでございます。

OS委員 今申し上げましたように，ニ十六年度では約半分ぐらいしか実効性が上がっていないわけですよね。にもかかわらず，また今回，二千四百十億円という数値は，私は少し甘いのではないのかなというふうに思ったもの ですからお尋ねをさせていただきました。杞夏に終わればいいんですけれど も，少し甘い見積もりではないのかなというような気がしたので扮尋ねをし たわけであります。

それで，次は，ちょっと私もよくわからなかったものですから，御担当に来ていただいてお伺いしたんですけれども，スイッチOTC薬というのにつ いて，この予算書に載っているわけですね。

今まで余り開いたことがなかったので，これは何ですかというふうに闁い たら，医薬品の分類と眅売制度の中で，例えば，私も開いたことがあるのが，

ガスター10とかダマリンだとかロキソニンだとか，薬の名前ですからあれで すが，そういうものが，端的に申し上げて，今までは処方䇳をもらって買っ ておったというのを，これからは処方筱なしで買えるようにする，こういう ことなんですね。

その理由がセルフメディケーションという考え方であるということなんで すが，まず，このスイッチOTC楽に係る医療費控除の特例の創設というこ とについて御説明をいただきたいと思います。

○X政府参考人 御説明を申し上げます。
先生，今お話ございましたように，いわゆるセルフメディケーションとい うことで，骨太二○一五におきまして，軽度な身体の不調は自分で手当てを する，そういう考え方を推進していこうという流れがございます。

その中で，医療用の医楽品と同じ有効成分が含まれる市饭楽，これをいわ ゆるスイッチOTC薬と㭔んでおりますけれども，それを使うことを促進す るということで医療费の適正化に資するというようなことを狙いとしており まして，スイッチOTC楽の購入費用のらち，一万二千円を超える部分につ きまして所得控除を受けられるということで，医療費控除の特例という形で導入をすることとしたものでございます。

OS委員 どういう考え方からこういう形になっていったのかというのはち ょつとまた後で教えてもらいたいんですが，私は，規制緩和とか自由化とか いうことでいいどゃないかという部分もありますけれども，果たして薬も，今の話では，自分で処方篭を書くということですよね。

これは，非常にある意味では危険な部分もあるのではないのかなというふ うに思うものですから，いわゆる自己判断に基づく誤った種類の薬を選択す るリスクや，興計画な利用等によって症状の重篤化や副作用が発生する懸念 も排除できないというふうに思うわけであります。

このような指摘に対して，どのようなお考えでこの制度を今進めてみえる のか，お示しをいただきたいと思います。

○A国務大臣 通称スイッチと言われるOTCの話ですけれども，この薬を含みます医薬品の眅売に際しましては，いわゆる薬剤師などが関与して，そ して必要に応じて医師の診断を受けるということを御めるなどなど，適正な使用のための必要な情報提供というものを行っていると伺っておるところで す。

また，この控除を受けるに当たりましては，適切にセルフメディケーショ ンというものに取り組んでいる人に限り支援するという視点でやりますので，

納税者が医師の関与を伴ういわゆる検診または予防接種というものを受けて いることを条件ということにいたしております。

これによりまして，例えば重症の初期症状というものにおきまして適切な治療を受ける機会というものを逸してしまうといつたような事態を避ける，回避できるという効果も期待できるのではないかというように考えておりま す。

○S委員 今の御説明，わからぬわけでもないんですが，逆に私の言うこと もぜひ御理解いただきたいと思うんですけれども，例えば，体調が不調にな った後の対症療法としての薬の購入ということになるわけですよね。

まず，病気になってからというか，ぐあいが恶くなってから薬を買うとい うことに対して控除するよりも，その前に，例えば，その予防や，今大臣が おっしゃった健康診断を医療费控除するということによって，事前的に措置 をするということの方が本来じゃないのかなというふうに思うんですよ。

これで誰が得をするというか，損をするというのはおかしいんですけれど も，素人の生兵法とか，いろいろありますよね。本当に，私は，さっきもちょっ と言ったように，興計画な利用で副作用が出てしまったとかなんとかという ことになる可能性がかなり高いんじゃないのかなというような気がします。

それよりも，今言っているように，ふだんの体力づくり，健康維持だとか， それから，いわゆる健康診断をしやすくしていくとか，そういう形で医療费 の控除を進め，経費を抑えていくということの方が本来であって，今回の改正は，そんなに大きな薬は，私も医者じゃありませんので全部はわかりませ んけれども，何か的が違っておるんじゃないのかな，考えていることが違っ ておるんじゃないのかな，こんな気がしますので，御担当で結構ですが，そ うじゃないということを，私をぜひひとつ納得させていただきたいというふ うに思います。

○ X 政府参考人 お答え申し上げます。
先生おっしゃいましたように，病気にかかる前の予防の努力というのは当然あった方がもちろんいいということかと思います。

このスイッチOTCの今回の特例措置というのは，やはりセルフメディケー ションという考え方は一応あって，軽い病気にかかった人がいきなり医療機関に行くのではなくて，薬局で購入をすることで，でき扟ば医療費の適正化 を図りたいという面はございます。

ただ，そういう控除を受けるいわば要件として，誰でもいいということで はなくて，例えば，その方が自己管理をしている，すなわち，特定保健検診 であるとか定期健診とか人間ドックとかそういうことを受けている，そうい うことでこういうふうなOTC薬を買った場合ということで，その要件の中

にそういう努力をしているという人を対象にするといったようなことで，そ ういった思想も盛り込んでいるというところでございます。

OS委員 ちょつと私の理解力がないのか。
そうすると，証明か何かを持って薬局へ行くんですかね，私はそういう検診を受けていますよ，そういうあれをしていますよという。そういうことな んですか。

○ X 政府参考人 お答え申し上げます。
医療費控除の特例という位置づけでございますので，医療費控除を受ける ときのいろいろな書頻を整備いたしますけれども，この特例を受けるときに は，自分が買ったときの領収書に加えて，こうした健康診断をしっかり受け たということも添付していただくということで，その要件をいわば運用する というふうに洘えてございます。

○S委員 これぐらいにして括きますけれども，何か今回の措置は私自身は胕に落ちないなと。むしろ，もつとほかにやることがあるんじゃないですか ということが言いたいわけです。製薬業界からの要請なのかわかりません。私はわかりませんけれども，何かちょっとこの施策については，さっきも言 ったように，的が少し違っておるんじゃないのかな，別のところに力を入れ ていった方がいいんじゃないのかな，そんな気がしたものですから，私の専門分野外で，本当に私も最初，何なのかちつともわからなかったんですが，今御説明を聞いて，何となくおぼろげながらわかってきたということであり ます。

いずれにしても，国民が健康で，本当に長寿で幸せな生活を送る，そうい うふうにしていくのはまさに国家の責任であり，我々の責任でありますので， くどくなりますけれども，乱用したり副作用が出たり，おかしな形にならな いように，しっかりと見きわめていっていただきたいな，このように思うと ころであります。
$(\cdots$ 略 $\cdots$ ）終わります。ありがとうございました。

